

市税等の納付は便利で安心・確実な口座振替で！

◎令和6年4月1月から Web 口座振替受付サービスもご利用いただけます◎※一部除く

口座振替できるのは			
振替種目		振替日	Web 可否
市税	市県民税・森林環境税（普通徴収）	各納期の末日（一括振替は、第1期の納期の末日）	○
	固定資産税（土地・家屋）	各納期の末日（一括振替は、第1期の納期の末日）	○
	固定資産税（償却資産）		×
	軽自動車税（種別割）	納期の末日	○
国民健康保険料	各納期の末日（一括振替は、第1期の納期の末日）	○	
後期高齢者医療保険料	各納期の末日	○	
介護保険料	各納期の末日	○	
市営住宅使用料	毎月末日	×	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付償還金	各償還月末日	×	
保育料	毎月末日	○	
保育所等給食費	毎月末日	○	
放課後児童クラブ利用料	毎月末日	○	
高松市立小学校・中学校学校給食費	各納期の末日	○	

※納期が不定期なもの（例えば、随時課税分）や過年度課税分は振替できません。

※振替日が休日の場合は、その休日の翌営業日になります。

お申し込みの手続きは

- 高松市内の金融機関及びゆうちょ銀行の窓口に備え付けの「高松市市税等（使用料等）口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、裏面に記載している取扱金融機関に提出してください。
- 預貯金通帳、通帳届出印、納税（納入）通知書が必要です。
- 高松市立小学校・中学校学校給食費については、学校又は、高松市教育委員会保健体育課にありますのでお問い合わせください。
- 令和6年度から、一部を除き Web 口座振替受付サービスもご利用いただけます。詳しくは高松市ホームページをご確認ください。

口座振替の開始・変更等

- 金融機関に口座振替依頼書を提出した日の翌月（市税の場合は翌々月）以降に到来する納期の末日から振替を行います。

- 口座振替の金融機関・口座番号・預貯金種別・口座名義人・振替方法を変更又は口座振替を廃止する場合も同様に、口座振替依頼書を金融機関へ必ず提出してください。
変更又は廃止の依頼書を提出した日の翌月（市税の場合は翌々月）以降に到来する納期の末日から変更又は廃止します。

口座振替の注意点

- 一度、お申し込みいただくと、特別な申出がないかぎり、毎年継続します。納税義務者御本人以外の口座を振替口座に指定している場合は、生計が別になるなどしても振替が継続されますので特に御注意ください。
- 領収書は発行されませんので、振替された金額は、預貯金通帳によって確認してください。なお、軽自動車税（種別割）については、車検対象車両についてのみ、「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」を口座振替が確認できた後に郵送します。
- 振替日に残高不足などで振替できなかった場合には、市役所から納付書（若しくは督促状）を送付しますので、裏面に記載している金融機関の窓口等で早めに納付してください。
- 取引金融機関の変更などで、振替の口座がなくなったり、変わったりした場合は、必ずお申し込みの金融機関へ口座振替廃止・変更届を提出してください。
- 口座振替依頼書は、納税（納付）義務者が異なる場合、納税（納付）義務者ごとに提出してください。国民健康保険料の納付義務者は、世帯主となりますので注意してください。
保育料・保育所等給食費・放課後児童クラブ利用料・高松市立小学校・中学校学校給食費については、利用児童ごとに登録が必要です。
- 納税準備金からの口座振替は、市税のみの取扱いとなります。

取扱金融機関（金融機関の名称は、変更になる場合がありますので、詳しくは該当する金融機関の窓口へお問い合わせください。）

全国の本店・支店で扱うもの

銀行	百十四・香川・みずほ・三菱UFJ・三井住友・阿波・徳島大正・伊予・愛媛・四国・高知・中国・ゆうちょ（郵便局を含む）
その他の金融機関	高松信用金庫・香川県信用組合・四国労働金庫・香川県農業協同組合

高松市内の本店・支店でのみ扱うもの

銀行	三菱UFJ信託
その他の金融機関	香川県信用農業協同組合連合会・西日本信用漁業協同組合連合会

※Web口座振替受付サービスの利用可能な金融機関は、高松市ホームページをご確認ください。

※記載内容は年度途中で変更となる場合があります。

お問い合わせ先

- 納 税 課 TEL 839-2222 （市県民税・森林環境税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税（種別割））
- 国保・高齢者医療課 TEL 839-2311 （国民健康保険料・後期高齢者医療保険料）
- 介護保険課 TEL 839-2326 （介護保険料）
- 市営住宅課 TEL 839-2541 （市営住宅使用料）
- こども家庭課 TEL 839-2353 （母子・父子・寡婦福祉資金貸付償還金）
- こども保育教育課 TEL 839-2358 （保育料・保育所等給食費）
- 子育て支援課 TEL 839-2354 （放課後児童クラブ利用料）
- 保健体育課 TEL 839-2657 （高松市立小学校・中学校学校給食費）